

## 霧島市の地域公共交通施策の推進体制について

## 1 霧島市地域公共交通会議設置要領の改正

## (1) 霧島市地域公共交通会議を「法定協議会」に位置付け

まちづくり、医療・福祉及び観光振興等の多角的な観点から、本市における公共交通のあり方を検討し、将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークを構築することを目的に、本年度中に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく「霧島市地域公共交通網形成計画」（以下「網形成計画」という。）を策定します。

本計画の策定及び計画に基づく各種事業の実施においては、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を活用したいことから、当該補助要綱への対応を図るため、霧島市地域公共交通会議設置要領を改正しました。なお、本改正により、霧島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を、活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）に位置付けることとなります。

## (2) 霧島市福祉有償運送運営協議会の新設

道路運送法施行規則に基づき、福祉有償運送の必要性等について協議を行う「霧島市福祉有償運送運営協議会」を新設するため、同運営協議会の設置に関する規定を追加しました。

## 福祉有償運送の概要

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO等が営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行う個別輸送サービスをいい、この福祉有償運送を行う場合には、運輸支局長の行う登録を受ける必要があります。

登録の申請に当たっては、市町村等が主宰する「運営協議会」において、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について合意されていることが必要となります。

## 【霧島市地域公共交通会議設置要領の主な改正内容】

- ◎ 網形成計画策定に関する協議及び計画の実施等に関する機能を付加 ⇒ 第 1 条、第 2 条
  - ◎ 公共交通に関してより専門的な協議を行うため、協議する事項に応じ、会長が委員のうちから指名する。（分科会の設置等を想定） ⇒ 第 6 条第 1 項
  - ◎ 道路運送法施行規則第 51 条の 7 の規定に基づき、福祉有償運送の必要性等について協議する「運営協議会」に関する事項を追加。 ⇒ 第 8 条～第 14 条
  - ◎ 交通会議が事業主体となり各種事業を実施するにあたり、国の補助金等を受け入れるため、財務及び監査に関する事項を追加 ⇒ 第 18 条～第 20 条
- ※別途事務局規程・財務規程などを整備。

## (3) 霧島市地域公共交通会議委員の拡充等 ※要領の改正は伴わない。

新たに 16 人の委員を追加し 37 人体制とします。また、交通会議会長を霧島市企画部長から副市長に変更しました。

**(新規追加委員)**

○事業者関係（6人）

南国交通(株)空港自動車営業所、いわさきバスネットワーク（株）国分営業所  
三州自動車（株）都城営業所、旭交通(株)（2人）、JR九州(株)鹿児島支社

○公益団体関係（3人）

（公社）霧島市観光協会、霧島商工会議所、霧島市商工会

○学術関係（1人）

鹿児島工業高等専門学校

○霧島市役所関係（6人）

副市長、保健福祉部長、商工観光部長、建設部長、まちづくり調整監、教育部長

2 霧島市地域公共交通庁内検討委員会の新設

本市における地域公共交通の活性化及び利便性の向上を図るとともに、交通会議における協議事項等についての庁内協議又は調整を図るため、庁内検討委員会を新規に設置します。

**【関係する18課の長で構成】**

企画政策課長、財産管理課長、共生協働推進課長、保健福祉政策課長、長寿・障害福祉課長、商工振興課長、観光課長、建設政策課長、都市計画課長、区画整理課長、教育総務課長、学校教育課長、溝辺地域振興課長、横川地域振興課長、牧園地域振興課長、霧島地域振興課長、隼人地域振興課長、福山地域振興課長

3 【参考】法定協議会・地域公共交通会議・運営協議会の比較

	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	道路運送法施行規則（第9条の3）	道路運送法施行規則（第51条の7）
主宰者	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
目的	地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要な協議	・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ・市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 等	過疎地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項の協議
対象となる交通モード	多様な交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）	自家用有償旅客運送（NPO等による交通空白地有償運送及び福祉有償運送）